

山口県報

令和5年
3月7日
(火曜日)

目次

- 規則
県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(給与厚生課).....一
- 告示
特定計量器の定期検査の実施(計量検定所).....一
保安林予定森林(岩国市)(森林整備課).....六
漁船損害等補償法第百十二条第一項の規定による同意(水産振興課).....六
- 公告
県営小祖生畑地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧(農村整備課).....六
- 県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和五年三月七日
山口県知事 村岡 嗣 政
- 山口県規則第三号
県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十四年山口県規則第七号)の一部を次のように改正する。
第十八条第三号中「リハビリテーション」を「リハビリテーション」に改める。

別表第一第二号ホ中「皮膚かじよう」を「皮膚潰瘍」に改め、同表第三号ハ中「チェンソー、ブッシュクリナー、さく岩機」を「チェンソー、ブッシュクリナー、削岩機」に改め、同表第四号ハ中「うるし」を「漆」に改め、同表第七号イ及びロ中「尿路系しゅよう」を「尿路系腫瘍」に改め、同号ハ中「四一アミノジフェニル」を「四一アミノジフェニル」に、「尿路系しゅよう」を「尿路系腫瘍」に改め、同号ニ中「四一ニトロジフェニル」を「四一ニトロジフェニル」に、「尿路系しゅよう」を「尿路系腫瘍」に改め、同号ヌ中「肝血管肉しゅ」を「肝血管肉腫」に改め、同号チ中「中皮しゅ」を「中皮腫」に改め、同号ヌ中「肝血管肉しゅ」を「肝血管肉腫」に改め、同号タ中「ヨ」を「タ」に改め、同号タを同号レとし、同号ヨ中「ピッチ、アスファルト又はパラフィン」を「ピッチ、アスファルト又はパラフィン」に改め、同号ヨを同号タとし、同号カ中「骨肉しゅ、甲状せんがん、多発性骨髄しゅ又は非ホジキンリンパしゅ」を「骨肉腫、甲状腺がん、多発性骨髄腫又は非ホジキンリンパ腫」に改め、同号中カをヨとし、ルからワまでをラからカまでとし、ヌの次に次のように加える。

ル 三・三ージクロロー四・四ージアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍

附則
この規則は、公布の日から施行し、改正後の県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定は、令和五年一月十八日から適用する。



山口県告示第七十八号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定により、計量法施行令(平成五年政令第三百二十九号)第十条第一項各号に掲げる特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和五年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 区域 防府市
- 二 検査の期日、場所等

期 日

時

間

場

所

令和五、四、一二

午前一〇時から正午まで及び午後一時から午後三時まで

防府市佐波公民館

期	日	時	間	場	所
一	区域 大島郡	〃	〃	〃	〃
二	検査の期日、場所等	〃	〃	〃	〃
三	所在場所における定期検査の期間	〃	〃	〃	〃
四	指定定期検査機関の名称	〃	〃	〃	〃
一	区域 大島郡	〃	〃	〃	〃
二	検査の期日、場所等	〃	〃	〃	〃
三	所在場所における定期検査の期間	〃	〃	〃	〃
四	指定定期検査機関の名称	〃	〃	〃	〃

令和五年四月二十四日から同年六月三十日までは、山口県計量検定所において実施する。

令和五年五月九日から同年六月三十日まで

令和五年五月十八日から同年七月三十一日まで、山口県計量検定所において実施する。

令和五年七月三日から同月二十八日まで

令和五、五、九 午前一一時三〇分から正午まで 周防大島町役場和田出張所

〃 〃 〃 午後一時三〇分から午後二時三〇分まで 周防大島町役場油田出張所

〃 〃 〃 午前一一時から午前一一時三〇分まで 周防大島町東和総合センター

〃 〃 〃 午後一時から午後一時三〇分まで 大島郡周防大島町大字西方一九五八の六二

〃 〃 〃 午後二時から午後三時まで 周防大島町商工会東和支所

〃 〃 〃 午前一一時から正午まで及び午後一時から午後二時三〇分まで 周防大島町たちなヶアプラザ

〃 〃 〃 午前一一時から午前一一時三〇分まで 大島郡周防大島町大字地家室二三六の三 佐連会館

〃 〃 〃 午後一時から午後二時三〇分まで 周防大島町役場白木出張所

〃 〃 〃 午前一一時から正午まで 沖浦農村環境改善センター

〃 〃 〃 午後一時三〇分から午後二時三〇分まで 蒲野農村環境改善センター

〃 〃 〃 午前一一時から正午まで及び午後一時から午後二時三〇分まで 周防大島町大島文化センター

〃 〃 〃 午前一一時から午前一一時三〇分まで 周防大島町役場椋野出張所

〃 〃 〃 午後一時から午後二時三〇分まで 周防大島町農業者健康管理センター

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	一九	〃	〃	一六	〃	一五	〃	一四	〃	一三	〃	一二	〃	〃	九	〃	八	〃	
午後一時三〇分から午後二時三〇分まで	午後一時三〇分から午前十一時まで	午前十一時三〇分から午前十一時まで	午後二時三〇分から午後三時三〇分まで	午後一時三〇分から午前十一時まで	午後一時三〇分から午前十一時まで	午後一時三〇分から午後四時三〇分まで	午前八時三〇分から正午まで及び午後一時から午後二時三〇分まで	午前十一時三〇分から正午まで	午後一時三〇分から午後二時三〇分まで	午後一時三〇分から午前十一時三〇分まで	午後一時三〇分から午前十一時三〇分まで	午後一時三〇分から午後二時三〇分まで	午前十一時から正午まで	午後九時三〇分から午前十一時三〇分まで	午後二時三〇分から午後三時三〇分まで	午後一時三〇分から午前十一時三〇分まで	午後一時三〇分から午後二時三〇分まで	午後一時三〇分から午前十一時三〇分まで	午後一時三〇分から午前十一時三〇分まで	
岩国市灘供用会館	岩国市中央公民館御庄分館	岩国市中央公民館北河内分館	岩国市愛宕供用会館	岩国市中央公民館南河内分館	岩国市柱島供用会館	岩国市中央公民館小瀬分館	岩国市中央公民館通津分館	岩国市相生出張所	岩国市川西供用会館	岩国市中央公民館藤河分館	岩国市働く婦人の家	岩国市装港供用会館	岩国市川下供用会館	岩国市地方卸売市場	美和西部ふれあいセンター	岩国市美和保健センター	岩国市南桑出張所	岩国市高根出張所	岩国市深須出張所	錦農村環境改善センター「錦ふるさとセンター」

〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
午後一時三〇分から午前十一時まで	午後一時三〇分から午前十一時まで	午後一時三〇分から午後二時三〇分まで	午後一時三〇分から午後二時三〇分まで	午後一時三〇分から午後二時三〇分まで	午後一時三〇分から午後二時三〇分まで	午後一時三〇分から午後二時三〇分まで	午後一時三〇分から午後二時三〇分まで	午後一時三〇分から午後二時三〇分まで	午後一時三〇分から午後二時三〇分まで	午後一時三〇分から午後二時三〇分まで	午後一時三〇分から午後二時三〇分まで	午後一時三〇分から午後二時三〇分まで	午後一時三〇分から午後二時三〇分まで	午後一時三〇分から午後二時三〇分まで	午後一時三〇分から午後二時三〇分まで	午後一時三〇分から午後二時三〇分まで	午後一時三〇分から午後二時三〇分まで	午後一時三〇分から午後二時三〇分まで	午後一時三〇分から午後二時三〇分まで	午後一時三〇分から午後二時三〇分まで	
美川林業センター	岩国市美川支所	岩国市本郷支所	岩国市玖珂支所	岩国市米川出張所	岩国市周東総合支所	岩国市由宇公民館	岩国市役所	岩国市役所	岩国市役所	岩国市役所	岩国市役所	岩国市役所	岩国市役所	岩国市役所	岩国市役所	岩国市役所	岩国市役所	岩国市役所	岩国市役所	岩国市役所	岩国市役所

〃 〃 二三 午前一〇時から正午まで及び午後一時から午後三時まで 周南市陸上競技場

〃 〃 二四 午前一〇時三〇分から正午まで 周南市和田支所

〃 〃 〃 午後一時三〇分から午後三時まで 周南市菊川支所

〃 〃 二五 午前一〇時から正午まで及び午後一時から午後三時まで 周南市徳山保健センター

〃 〃 二六 〃 〃 周南市新南陽球場

令和五年十月二十七日から同年十二月十八日までは、山口県計量検定所において実施する。

三 所在場所における定期検査の期間

令和五年十月二日から同年十二月二十二日まで

四 指定定期検査機関の名称

一般社団法人山口県計量協会

山口県告示第七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する予定である。

令和五年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 保安林予定森林の所在場所

岩国市周東町祖生字円楽寺二八四三、二八四八から二八五二まで、二八五五、二八五六、一一二七九、一一二八三、一四二九一の三から一四二九一の三まで、字中別当一一一八八、一一二七一の四、一一二八四の八、一一二八四の一四、一一二八八、一一二八九の一、一一二九一の二、一一二九一の九、一一二九二、一一二九三、一一二九三の一、一一二九三の四、一一二九四の七、一一二九四の八、一一二九六、字神田原一一二七四、字平原一一三〇六の二から一一三〇六の三まで、一一三四八

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

岩国市周東町祖生字円楽寺二八四三・二八四八・二八五六・一一二七九・字神田原一一二七四（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めぬ。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

〔次の図〕及び〔次のとおり〕は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。〕

山口県告示第八十号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったと認めた。

令和五年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

田布施加入区



(三四) 県営小祖生畑地区農村地域防災減災事業計画書の縦覧

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営小祖生畑地区農村地域防災減災事業を行うための土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり縦覧に供します。

令和五年三月七日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 縦覧に供する書類

県営小祖生畑地区農村地域防災減災事業計画書の写し

二 縦覧の期間

令和五年三月八日から同月二十七日まで

三 縦覧の場所

山口県農林水産部農村整備課

令和五年三月七日印刷

発行人所

山口県知事